

参 考 資 料

参考資料 1 羽曳野市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

制 定 平成 19 年 11 月 1 日

(設置)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、羽曳野市バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 法第 26 条第 2 項第 1 号に掲げる委員

① 羽曳野市職員

(2) 法第 26 条第 2 項第 2 号に掲げる委員

① 公共交通事業者

② 道路管理者

③ 公安委員会

④ その他施設設置管理者

⑤ 特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者

(3) 法第 26 条第 2 項第 3 号に掲げる委員

① 高齢者団体を代表する者

② 障害者団体を代表する者

③ 地域住民を代表する者

④ 学識経験者

⑤ その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(アドバイザー)

第 4 条 市長は、協議会に専門的な見地から意見を聴取するため、法を所管する国及び大阪府の職員をアドバイザーとして置くことができる。

(事務局)

第 5 条 協議会の事務局は、市長公室政策推進課に置く。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

参考資料 2 羽曳野市バリアフリー基本構想推進協議会運営要綱

制 定 平成 19 年 12 月 6 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 26 条第 6 項の規定に基づき、羽曳野市バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 協議会に会長及び副会長を置く。会長及び副会長は、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第 4 条 会長は、緊急の必要があり、かつ、協議会を開催する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合において準用する。

(関係者の出席等)

第 5 条 協議会は、その目的を達成するために必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 協議会の会議は、これを公開とする。この場合において、会長は、傍聴人の数を制限することができる。

2 前項の規定にかかわらず、会長が協議会に諮り、会議を公開しないことができる。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

参考資料 3 羽曳野市バリアフリー基本構想推進協議会委員名簿

(敬称略)

区 分	所 属	氏 名	
		平成 19 年度	平成 20 年度
学識経験者	摂南大学工学部教授	◎田中 直人	
	大阪府立大学看護学部教授	○大谷 昭	
市民団体 福祉団体等	羽曳野市老人クラブ連合会代表	下村 愛子	
	羽曳野市身体障害者 福祉協議会代表	松村 俊子	
	羽曳野市連合区長会代表	古澤 壽一	
	羽曳野市社会福祉協議会代表	大賀 典子	
	古市中央商店会代表	—	松下 真人
	白鳥商店会代表	—	藤井 英紀
交通管理者	大阪府羽曳野警察署 交通課長	公文 彰	西村富士夫
公共交通機関 事業者	近畿日本鉄道株式会社鉄道事業部 大阪輸送統括部施設部 工務課長兼電気課長	平田 勝己	
	近鉄バス株式会社 営業部乗合営業課長	島 秀樹	田邊 勝己
施設管理者 (道路・建築物等)	大阪府富田林土木事務所 建設課長	西村 修一	平峰 武志
	羽曳野市土木部長	米田 好清	—
	羽曳野市土木部理事	—	妻谷 彰彦
	羽曳野市総務部長	—	北橋 数弘
行政機関 (市)	羽曳野市市長公室長	青木 憲孝	北村 修一
	羽曳野市保健福祉部長	新田 平三	高崎 政勝
	羽曳野市都市開発部長	渋谷 敏夫	米田 好清

◎会長 ○副会長

アドバイザー	国土交通省近畿運輸局 交通環境部消費者行政・情報課長	橋元 正己	坂東 誠
	国土交通省近畿地方整備局 建政部住宅整備課長	勝又 賢人	椎名 大介
	大阪府住宅まちづくり部 建築指導室建築企画課長補佐 (平成 20 年度：主任専門員)	三浦富士夫	

参考資料 4 羽曳野市バリアフリー基本構想策定の経緯

日 付	取 り 組 み の 概 要
平成 19 年 12 月 6 日	第 1 回協議会 ・「羽曳野市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱」について ・「羽曳野市バリアフリー基本構想推進協議会運営要綱」について ・会長・副会長の選出 ・バリアフリー新法及び基本構想について ・スケジュールについて ・本市の概要について ・バリアフリーに関するアンケートについて
平成 20 年 1 月 9 日 ～ 1 月 21 日	市民アンケート調査 ・日常生活上よく利用する施設、あるいは移動上困ることがある道路等について、バリアフリーの課題の現状を把握
平成 20 年 2 月 26 日	第 2 回協議会 ・バリアフリー基本構想策定の流れについて ・上位計画及び関連計画の概要について ・バリアフリーに係る統計データ等について ・駅及び公共施設のバリアフリー化の状況について ・市民アンケート結果について ・重点整備地区の候補地の選定について ・バリアフリー化の基本的な考え方について
平成 20 年 2 月 29 日 ～ 3 月 10 日	団体ヒアリング調査 ・日常生活上よく利用する施設、あるいは移動上困ることがある道路等について、バリアフリーの課題の現状を把握
平成 20 年 3 月 21 日	第 3 回協議会 ・団体ヒアリングの結果について ・基本理念・基本方針について ・重点整備地区と市全域におけるバリアフリー化の考え方について ・スケジュールについて
平成 20 年 6 月 26 日	第 4 回協議会 ・委員の変更について ・スケジュールについて ・基本理念・基本方針について ・重点整備地区の選定と市全域のバリアフリー化の考え方について ・重点整備地区のバリアフリー状況調査の結果について ・生活関連施設および生活関連経路の検討について

日 付	取 り 組 み の 概 要
平成 20 年 10 月 9 日	第 5 回協議会 ・重点整備地区における生活関連施設・生活関連経路の選定 ・タウンウォッチングの実施について ・平成 20 年度のスケジュールの変更について
平成 20 年 10 月 23 日	タウンウォッチング及びワークショップ ・駅や公共施設等の多くの人々が利用する施設及びその周辺の道路等でバリアとなっている場所や課題等の抽出
平成 20 年 12 月 18 日	第 6 回協議会 ・タウンウォッチングの実施報告について ・生活関連施設・経路および各特定事業の整備方針・事業概要について ・心のバリアフリーについて
平成 21 年 2 月 17 日	第 7 回協議会 ・心のバリアフリー・スパイラルアップについて ・構想素案について ・意見募集（パブリックコメント）の実施について
平成 21 年 3 月 3 日 ～ 3 月 17 日	意見募集（パブリックコメント） ・バリアフリー基本構想（素案）の公表と意見募集
平成 21 年 3 月 25 日	第 8 回協議会 ・意見募集（パブリックコメント）の結果について ・基本構想（案）について